

第129回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和3年11月22日（月）13:00～15:00

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者（各府省等）】

藤原 翔（東京大学社会科学研究所准教授）、経済産業省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：谷道室長、奥野企画官ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、小山次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 就業構造基本調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻を少し過ぎておりますけれども、ただ今から第129回人口・社会統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。

本日は、11月4日の第1回部会に引き続き、就業構造基本調査の変更について、2回目の審議を行います。

前回の部会では、調査事項の変更について審議を行いましたが、フリーランス、テレワークを中心に、多くの御意見を頂きました。そこで本日の部会は、大きく分けて2部構成で行いたいと思います。まず、第1部として、調査事項の変更について、統計局に再整理を求めている事項について審議をいたします。その後、第2部として、調査事項以外の変更事項である集計事項、報告者数、調査方法について審議を行いたいと思います。

時間が限られた中で審議すべき事項も多くありますが、参加された構成員の皆様には議論を尽くしていただきたいと考えております。また、11月24日（水）に開催予定の統計委員会において、本部会の審議状況を私から報告いたしますが、その際に、新たな御意見を本部会の構成員でない委員の方々から頂く可能性もございます。このようなことを考慮いたしますと、予備日として確保していただいております第3回部会の日時、12月6日についても、何らかの形で開催せざるを得なくなるかもしれないという考えでおりますので、

お含みおきいただきたいと思います。

なお、本日は15時までの会議を予定しております。審議状況によって、予定時間を少し過ぎる場合もあろうかと思いますが、その場合、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、本日の第1部として、前回の部会において再整理を求められた事項について審議をしたいと思っております。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 個別の回答につきましては、この後、統計局から説明していただきますが、資料1におきまして、今回の部会、そして、その終了後に頂いた再整理事項を一覧できる形でまとめております。

御覧のとおり、フリーランス、テレワーク、育児・介護について御意見いただきましたが、その他の事項については、御意見はございませんでした。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。再整理事項については、大きく分けてフリーランス、テレワーク、育児・介護の三つに分かれるということですので、それぞれ分けて審議をしたいと思っております。

では、まずフリーランス関連について、統計局から御回答を頂きます。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 総務省統計局労働力人口統計室長の谷道でございます。

資料2を用いまして、フリーランス関連につきまして、まず初めに説明いたします。フリーランス関係（1）でございます。今、画面に映っておりますように、まず「実店舗」と「事業所」の関係ということで、①で「実店舗」と「事業所」の違いについての整理、②で、その上で、調査を行うに当たっては「実店舗」の定義を分かりやすく示すべきではないかという御指摘を頂いていたところでございます。

回答の部分でございますが、就業構造基本調査は世帯向けの調査でございますので、御指摘のとおり、「実店舗」について分かりやすく定義していきたいと考えております。

その上で、まず「実店舗」についてですが、フリーランスガイドラインにおいて「専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しない」と記載されております。これを裏返しにいたしまして、その下の四角に書いてございますように、どのようなものが「実店舗」に該当するかと申しますと、「専用の事務所・店舗を設けていること」と、更に要すれば、事務作業を行うための専用の事務所や、商品・サービス・飲食等を提供するための実在の店を指し、事務所・店舗を借りている場合も含めて、このようなものが「実店舗」に該当すると考えているところです。

一方、「事業所」の定義ですが、その下の四角囲みに記載してございますように、「一区画を占めて行われている」と「財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われている」ことが「事業所」の定義となっております。

したがって、実店舗と事業所では、基本的に大部分で同じものということでは

ございますが、特に「事業所」につきましては、経済活動には様々なものがございますので、例えば「事業所」の場合、例外的な定義といたしまして、行商の方であるとか、ライターの方が自宅で書いていらっしゃる場合は、自宅が事業所となつてございますが、これは、実店舗はないということでございます。このため、「事業所」については実店舗を有さない場合も一部含まれているという関係でございます。こちらが「実店舗」と「事業所」の関係ということでございます。もちろん私ども、調査の実施に当たっては、「実店舗」の典型的な事例を記入要領に示すなど、丁寧な説明を行つてまいりたいと思つております。

続きまして、(2)①でございます。4ページ目でございます。前回の部会におきまして、「フリーランス」と、これまでも就業構造基本調査で把握してきた就業形態との関係について整理してくださいという御指摘を頂きました。

こちらにつきましては、今、A1の調査事項のところに、便宜上、イロハで記載しておりますが、これは、この形で調査いたしまして、矢印にありますように、集計する際、例えば、左の部分が「雇われている人」、「会社などの役員」ということで集計されるということでございまして、今回、私どもは、矢印に記載しているもの、これらを別掲という形で、フリーランスの方が何名いらっしゃるかについて、このような集計のイメージで公表しようと考えておりました。

このように当初は、別掲にしておりました「フリーランス」の内訳までを示すことは予定しておりませんでした。前回の部会の御審議を踏まえて、この「フリーランス」の中で「会社などの役員」の方がどれぐらいいらっしゃるか、「自営業主」はどれぐらいいらっしゃるかということも分かった方がいいだろうということで、次のページでイメージをお示ししておりますが、このような形で内訳も分かるような集計表を作成しようと考えているところでございます。(2)①の「フリーランス」とこれまでの本調査で把握してきた就業形態の関係は、以上でございます。

続きまして、②で「内職」について御質問いただいたところでございまして、「内職」の定義はどのようなものでしょうか、ということ。また、前回お示しいたしました資料の中では、「内職」についても「実店舗の有無」を聞く予定でありましたが、「実店舗がある内職」というのはあり得るのかという御指摘を頂いたところでございます。

まず、「内職」の定義でございますが、就業構造基本調査における「内職」とは、こちらの①から④に記載してございますように、「自宅で、材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事」でございます。したがって、就業構造基本調査における「内職」は、原則、自宅で仕事を行うことを想定しているところでございます。ただし、例外的に、公民館に集まって行うというような場合など、自宅の外で行う内職的な仕事があるということで、当初の計画案では「内職」においても「実店舗の有無」を把握しようと思つていたところでございます。

しかしながら、そもそも、公民館で行うことなども含めて、内職を実店舗で行うということはあるのかを改めて検討いたしますと、やはり基本的にはない、あるいは、例外的なものであって、数も限定的であろうということから、回答のしやすさに鑑みまして、「内職」については調査票から「実店舗の有無」の選択肢を削除するという修正を行いたいと考え

ております。こちらが「内職」についての回答でございます。

続きまして、前回の部会におきまして、「派遣社員」についても御指摘いただいたところでございます。「派遣社員」の中にも一般的に「フリーランス」と呼称されるような働き方をしている方もいらっしゃると思われまふという御指摘でした。今回、私どもが集計結果の公表の際に用いようとする定義によって、「派遣社員」が一切考慮されていないとすると、実態や一般的な感覚とずれた集計結果になるのではないかという御指摘を頂いたところでございます。

回答につきましては、政府で定められておりますフリーランスガイドラインにおいては、「フリーランス」については、雇用関係を前提としないという考え方が基礎としてあるということでございます。派遣社員は、派遣事業所との雇用関係を前提にしているというところが違うということでございます。

したがいまして、今回、私どもの調査計画の立案におきましては、①から③にございますように、政府のフリーランスガイドラインの定義に準拠して、そうした数値が提供できるようにすることが最も合理的だと考えました。そのため、雇用関係のある方々については「フリーランス」の概念には含めないと、そういったことはやむを得ないと考えているところでございます。

ただし、御指摘いただきましたように、そうしたユーザーの方の独自の定義によっても一定の分析を行うことができますように、就業構造基本調査では調査項目の中で「労働者派遣事業所の派遣社員」というものがございますので、この区分に回答いただいた方について、例えば、職業・産業で絞り込み、そうして把握した数と「フリーランス」の数を合計いただくことによって、御指摘の定義に近い「フリーランス」の数も算出可能であると考えているところでございます。

続きまして、「(3) フリーランスの定義における「自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」という部分でございます。こちらはこういった御指摘を前回頂いたかと申しますと、フリーランスガイドラインの定義の中では、「自身の経験や知識、スキルを活用して」といってとされているところでございます。しかしながら、就業構造基本調査の調査項目上、そういったものについて特段、制約や対応がないという御指摘を頂いたところでございます。そのような中で、i)、ii) にございますように、本調査での「フリーランス」の定義は、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、収入を得る者」という定義の方が正確なのではないかという御指摘を頂いたところでございます。

回答といたしましては、まさしく御指摘を踏まえまして、就業構造基本調査で用います集計や公表の際には、「フリーランス」の定義については、i) にございますように、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、収入を得る者」という形に修正させていただきたいと思っております。

また、ii) についても、統計局ホームページのFAQなどにおいて必要に応じて活用させていただきたいと思っております。

続いて、(4) です。就業構造基本調査と経済センサスの関係について御指摘がございました。就業構造基本調査で把握される「フリーランス」には、経済センサスで把握されて

いないフリーランスも含まれ得るという理解でよろしいでしょうかという御指摘でございました。

回答につきましては、経済センサスは事業所を対象に行う調査である一方、この就業構造基本調査は世帯側から調査いたしますので、直接個人の働き方をとらえることができるということから、様々な制約はありますが、御質問の認識のとおり、経済センサスにおいて調査対象事業所などに該当しない場合も含めて、就業構造基本調査によって、より直接的にフリーランスを把握することが可能であると考えております。また、結果の公表時において用語の解説を掲載するなど、丁寧な対応を行ってまいりたいと思っております。

次に（５）のフリーランスに関する最後の部分でございます。前回、部会終了後に御指摘、アドバイスを頂いたものとして、「フリーランス」の定義に関しまして、調査票A9の調査事項の中で「知識や技能を生かしたかった」という選択肢がございますので、これと関連付けて分析することも一案ではないかという御指摘を頂いたところでございます。

大変ありがとうございます。私どもとしては、就業構造基本調査の調査票A10の調査事項で、現在の就業形態に就いた理由を尋ねておりまして、その中で、「専門的な技能等を生かせるから」という選択肢がございます。こちらはマルチマークでより幅広く把握できますので、これを含めた分析を行うことで、状況を幅広く把握できるものと考えているところでございます。以上が「フリーランス」に関する回答でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し御質問、御意見のある方、御発言をお願いいたします。

どうぞ、加藤臨時委員。

○加藤臨時委員 どうもありがとうございます。「フリーランス」の定義について、1点だけ確認させていただきたいのですが、前回、御説明いただいた疑問については大体、よろしいかと思うのですけれども、例えば「フリーランス」については、時間と場所が不規則であるということが一般的なイメージではないかと思ひますし、フリーランス協会などではそのような定義をしていると思ひます。

そのことが「実店舗」とどのように関係するのかということと、時間については不規則であるかどうかは調査票から分かると思うのですけれども、働く場所が不規則であるということは、実店舗があるか・ないかということで解釈するのか、あるいは、そういったことについては、特に今回の定義からは働く場所の規則性については余り考えていないのか、その点についてはどのように考えればいいのか、教えていただければと思ひます。

よろしくお願ひします。

○津谷部会長 統計局、お願ひいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御指摘ありがとうございます。加藤臨時委員がおっしゃるように、時間と場所の概念はフリーランスを考える上で非常に重要なものと認識しております。その上で、加藤臨時委員は、不規則であるという表現をされましたが、不規則というよりも、縛られている・縛られていないという言い方が適切なのかと思ひます。

そういった意味で、場所に縛られているということがある意味、実店舗の有無というこ

とであります。時間に縛られているかどうかということは、なかなか難しいところではあるのですが、例えば実店舗があれば、その営業時間などの縛りがあるのではないかと認識しているところがございます。

○津谷部会長 加藤臨時委員、いかがでございますか。

○加藤臨時委員 分かりました。そのような形で定義していくということであれば、了解いたしました。ありがとうございました。

○津谷部会長 今回の調査は、フリーランスについて情報収集を行う最初の機会でございますので、多くの設問を設けて全てを網羅するということはなかなか難しゅうございますけれども、既存の設問も含めて集計を行うことにより、できる限り包括的な、多面的な、そして柔軟な「フリーランス」の集計・分析を行っていただければと思います。

この「フリーランス」に関する設問については複数の御意見を頂いておりますが、宇南山臨時委員、前回の部会で御指摘いただいた御意見、御質問に対してはいかがでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。今回、いろいろな点で整理されて、非常に良かったと思っております。

1点確認させていただきたいのですが、これは完全に質問なのですけれども、今回の「フリーランス」の定義では、基本的には事業所を持っているような人は含まれないことになると思いますが、そうすると、今回把握されるフリーランスの人というのは国民経済計算の体系上、今までどのように把握されていた人たちなのかということをお教えいただきたいと思っております。一つは経済センサスと、その中にある名簿を使って行っている個人企業経済調査で個人企業を把握しており、要は法人以外の個人企業を把握していると理解していたのですが、この個人企業というのは事業所を持っている人だけが対象になるので、今回の「フリーランス」の定義では事業所の要件がないので、個人企業経済調査の対象にはなっていないということが前提になると思います。そうすると、今まで国民経済計算の体系の中でどのように把握されていたのかということが少し気になったのですけれども、もしかすると、今まで把握できていなかった部分ということなのか、それとも国民経済計算ではこのように把握していますということがあるのであれば、教えていただければと思います。

○津谷部会長 国民経済計算は内閣府が担当しており、部会が別にございますので、ここで統計局がどこまでお答えになることができるかどうか分かりませんが、いかがでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。部会長の御指摘のとおり、すみません、現時点ですばっとお答えできるような状況ではないので、そこは改めて確認させていただきたいのですが、ただ、国民経済計算で、例えば、副業を行っている方がどれぐらいいらっしゃるかという情報は、就業構造基本調査の結果から副業の状況を割り出して、それを御活用いただいているということはありますが、今回、新たに「フリーランス」という働き方が出てきて、それがどのように活用されるかというところは、内閣府に確認させていただければと思います。

一方で、あるいは今までもA1の調査事項の中で、例えば、「会社などの役員」「自営業

主」「内職」の方など、これ自体は今までも把握していたものでございまして、そういった意味では、恐らく国民経済計算で基礎データとしてどのデータを活用されるのかということとの関係になるのかと認識しております。

○津谷部会長 ありがとうございます。これは議論に広がりがある事柄だと思いますので、宿題ということではなく、内閣府に確認を取ることによって対応させていただいてよろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 基本的には今回の就業構造基本調査の審議というよりは、統計の体系的な整備という観点から、どのように位置付けられるのかを確認してほしいということがメインの趣旨でありまして、ここが漏れていたから今回の質問項目をこう変えてほしいとかそういうことではないので、現状の認識についてどうなっているのか、国民経済計算の体系も含めて確認していただければということが主たるところです。それ以外の点については非常に明確化して良かったと思いますので、特段それ以外の点についてはありません。ありがとうございます。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございます。それでは、内閣府に確認をとって、宇南山臨時委員のみならず部会構成員の皆様にも御報告いたします。ただ、その方法とタイミングについては、こちらにお任せいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それ以外で、「派遣社員」については、よろしいでしょうか。

統計委員会担当室から、萩野室長、お願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 ありがとうございます。「派遣社員」については、ビルディングブロックが存在するというので、集計はできると思うのですが、その負担はどのぐらいなのかというのが気になります。本当にこの「フリーランス」の統計について、ユーザーのためにデータを提供するというのであれば、例えば、派遣社員の中で国家資格を有しているか、有していないとか、そういう明確な切り口で、もっと細かい項目を設けるというのも手ではないかなと思います。

というのも、やはり「フリーランス」の範囲は、雇用形態、プラス、「スキル」で定めるべきだと思うのです。まさに流動的な雇用形態と高いスキルが「フリーランス」であって、例えば、派遣の中でも、高いスキルの派遣と低いスキルの派遣はやはり明確に異なっていて、高いスキルの派遣社員はフリーランスと一般的には思われているということだと思います。

今回、スキルというのを完全に落としてしまわれたのですが、そうするとやはりこれはフリーランスとは言えないのかなというのが私の印象であります。どちらかというところ、フリーランスよりも別の用語を作った方が、よりの確かな表現による統計の提供になるのではないかなと思います。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。もともと私どもが統計の結果表の中で集計する際に、労働者派遣事業所の派遣社員の方というようなカラムというのですか、区分というか、それが入っているような集計表もございますし、あるいはもちろんそれが無い場合も、統計法上のオーダーメイド集計などでき

るものもございますので、そういった意味で、今の萩野室長の御質問であれば、明確に具体の細かい部分までは御説明はできないのですが、もともと当初予定していました集計表の区分がありますので、そういった意味では、その点に関しては追加的なコストはないということでございます。

二次的利用の際は、もちろん追加的なコストが発生するのですが、それについては法律上、ユーザーの方の実費負担と申しましょうか、そういった対応になってくるだろうということでございます。

○津谷部会長 内山審査官からも一言ございます。お願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 発言の時間を頂いてありがとうございます。内山でございます。

先ほど萩野室長から、「フリーランス」とは別の名称を新たに作ってはどうかという御意見がありましたけれども、今回の調査変更の目的は、今まで明確な形で捉えられていなかったフリーランスを何とかして数値化できないか、そのときに、どの定義が良いかということで、この調査が基幹統計調査であるという立場を鑑みて、政府として公的に認知されている定義によるのが合理的だろうということで、この定義によられたと認識しています。ただ、調査票の組立てとして、「スキル」というのは、現状においては、なかなか調査事項として実体化しにくいところがおありだということで、宇南山臨時委員からの御提案も参酌されて、今回の回答になっているのだと思うのです。

ですので、今回「フリーランス」と全く別の名称を新たに作るとかいうのは、逆に概念が複層化して混乱するのではないかと思います。むしろ「フリーランス」という定義が複数あるのであれば、この調査では、こういう定義で集計していますというようなことを明確にされた上で、実際、今回が初めてですから、調査結果を受けて、またいろいろな御意見があるでしょうし、フリーランスガイドライン自体も未来永劫のものではないかもしれませんので、そういった状況の変化を捉えて、次回の就業構造基本調査で考えていただくというような形かと思っています。ですので、今、御意見があったように「フリーランス」という名称を使わないという選択肢はないのかなと思っています。

それで、若干、踏み込み過ぎかもしれませんが、更に補足しますと、今回フリーランスガイドラインが何を念頭に置いているかということなのですけれど、要は、守ってくれる人がない、本当に独りで行っておられる方を、いかにして法律で保護していくかということなのだろうなと思っています。そういった意味で、派遣というのはいろいろな形態があろうかと思いますが、基本的に誰かに雇われているということで、雇用関係があり、雇い主がどこまで守ってくれるかどうかというのは千差万別かもしれませんが、全く独りではないという意味で、今回のフリーランスガイドラインの定義からは外されているのだろうなと拝察します。

政府としても、そういった本当に独りで立っていらっしゃる方をいかに守るかというのが今後の政策課題だという認識で、この定義を作られたのだと思うのです。ですから、そういう意味でいうと、この定義によるということに対する判断、あるいは「フリーランス」という名称を使うということの判断についても、そういった前提に立って御意見を頂ける

と幸いかと存じます。

ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。この調査は世帯調査ですので、最終的には報告者個人が御自身で回答されます。そうすると、この知識や経験、そしてスキルについて直接質問した場合、それへの回答は、ある意味自己申告になってしまい、客観的にどれぐらいの知識やスキルがあるのかを調べることは難しいのではないかと思います。いろいろと検討の余地があるように思います。

これに関連しますのは、8ページの(5)です。これは、川口臨時委員から第1回の部会終了後に頂いた御意見です。ここでは、「知識や技能を生かしたかったから」が、職に就いた理由の選択肢の一つになっております。これは回答者御本人の希望ですが、この事項とクロス集計をしてみてもどうかという御提案です。フリーランスについては、とにかくデータがありませんので、いろいろな検討・検証作業を行っていただく必要があるという意味で、これは大変有用かつ興味深い御提案だと思います。今回の部会審議のみで、「フリーランス」の定義の確定をし終えるものではないと思いますので、今後、「フリーランス」をどのように定義して、どのように測定・計量していくのかの検討を進めていく上で、大変有用な御指摘を頂いたと思います。

川口臨時委員、これについて、もし何か御発言がございましたらお願いいたします。

○川口臨時委員 どうも取り入れていただいてありがとうございます。先ほどお話があったように、「フリーランス」というと、スキルがある人が交渉力を持って行っているというイメージがあるのだけれども、実際にはそういう人ではない人がいわゆるフリーランスで働いていらして、労働法などの保護の対象になっていないということが一つの問題意識だと思うのです。

ですので、実態として「フリーランス」というように今カテゴライズされている人の中で、スキルを使って、交渉力を持って行っている人と、そうでない人というのがどのようになっているのかということをも明らかにすること自体、今後の政策的な議論などにもつながっていくのかなという感想を持ちました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

まだまだ御意見はあるかと思いますが、もし時間がございましたら、後ほどまたお聞きいたしたいと思います。ここでは、統計局の今回の回答に対して、特段の御異論はなかったと整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

これから集計その他で工夫して、検討・検証をしていただくということです。そして、定義その他については丁寧かつ分かりやすい説明を心がけていただくということを含め、このフリーランス関連についての審議は、一応、ここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

すみません、内山審査官から御発言がございます。どうぞ、お願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。津谷部会長の取りまとめに付随して、一言だけ申し上げます。

今後、答申を作成していくことになるのですが、今、津谷部会長がまとめてくださった

とおりに、おおむねの方向性は御了承いただいたというところかと思いますが、今日の統計局の説明の中で、調査計画を変更等しますというところが幾つかございました。念のためにもう一度、申し上げると、資料の4ページ目から5ページ目、集計表について少し見直しをしたいというところがありますが、ここは計画の変更ということになります。

それから、次の5ページ目、「内職」の定義のところ、「実店舗の有無」を聞くとしておられたのですが、この枝分かかれはなくしますという話がありましたので、この部分も皆様の御意見を踏まえた変更ということになろうかと思えます。

それから、7ページ目になりましょうか、先ほども話があったスキルのところで、定義の部分、i)、ii)ということで、これにのっとった対応をしますということなので、調査計画上、直接変更が生じるということではないのですが、集計に当たって用いる定義として、この部分も採用されるということでもございました。

以上、念のために申し上げた次第でございます。ありがとうございます。

○津谷部会長 内山審査官、簡潔におまとめいただきありがとうございます。確認ということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、次に、テレワーク関連の変更事項に関する回答についての審議に移りたいと思います。これは再整理事項の2点目でございます。

統計局から御回答を頂きたいと思えます。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 それでは、テレワーク関連につきまして説明いたします。

9ページ(1)では、「テレワーク」の定義として、そのページの下の方に点線囲みで前回の定義を記載してございますとおりに、前回は黒丸の3点を記載していたところでもございますが、この黒丸の3点は、二つ目の黒丸が一つ目に含まれるように見えるなど、定義として未整理のように見受けられますとのことで、定義の再整理が必要ではないでしょうかという御指摘を頂いたところでございます。

回答といたしましては、前回、黒丸を三つお示ししましたが、それが、「かつ」なのか、「または」なのかが分かりにくかったと思っております。今回、「または」であることを分かりやすく、表現もより分かりやすいように修正いたしました。

修正といたしまして、下線を引いておりますように、次のいずれかに該当する場合のことをいいますということでもございまして、黒丸一つ目又は黒丸二つ目又は黒丸三つ目ということでもございます。黒丸一つ目が、ふだん仕事をしている方が、ICTを使って、ふだんとは違う場所で仕事をしていらっしゃる、そういう場合。または、二つ目の黒丸は、ふだんからICTを使って在宅勤務をしていらっしゃる、在宅型のテレワーク。または、三つ目の黒丸といたしまして、ふだん仕事をしている方で、雇人がない自営業主が、注文者から委託を受け、自宅又は自宅に準じた場所で成果物の作成又は役務の提供を行う、いわゆる自営型テレワーク。この3パターンがありますということが明確化になるように修正を行ったものでございます。こちらが(1)の御質問に対する答えでございます。

続きまして、(2)でございます。以下のような場合、テレワークに含まれるかどうかという御質問でございまして、①といたしまして、「大学の教員が大学からオンライン授業を

行っている場合」と、②といたしまして、「大学の教員が自宅からオンライン授業を行っている場合」という例示を頂いたところでございます。

回答でございますが、「テレワーク」という言葉には、本拠地のオフィスから離れた場所で仕事をするという意味がございますので、ふだん仕事を行っていらっしゃる場所において行う仕事は、基本的には「テレワーク」には該当しないということでございます。したがって、①につきましては、ふだんの仕事の職場の範囲内である大学からオンライン授業を行っているということであれば「テレワーク」には該当いたしませんし、②につきましては、御自宅というのはふだんの職場ではなく、本拠地から離れているということで「テレワーク」に該当すると整理されるところでございます。

続きまして、テレワーク関連の最後の御質問の（3）でございます。前回、「1年間のテレワークの実施状況」について報告を求めていることになっていますが、これは、実績ベースなのか、それとも、就業規則などによりあらかじめ定められた内容なのか」という御質問を頂いたところでございます。

また、仮に実績で回答を求める場合、i) この1年は、新型コロナウイルス感染症というイレギュラーな要素が作用する余地が大きく、1年の中で大きな相違があるのではないかと、その場合にどのように記入するのか、また、転職した場合に、前職における実施状況を誤って報告してしまうのではないかと懸念を御指摘いただいたところでございます。

回答といたしましては、まず、前提となります1年間のテレワークの実施状況につきましては、実績ベースということでございます。この1年間で転職などの異動がない場合、実績を記入いただき、もし転職などされた場合は、就業日数や所得などと同様に、今の仕事について1年間の見込みを記入いただくこととしております。

このような取扱いは、テレワークの実施状況だけではなくて、1年間の就業日数についても同じような実績ベースの回答を求めておまして、テレワークの実施状況と最もクロス集計されるのは就業日数であろうと思っておりますが、それと同様の扱いをしているということでございます。したがって、実績ベースということで、就業規則などに縛られずにテレワークの実施状況の実態を把握することを予定しているものでございます。

続きまして、御指摘いただきました、1年間の中で状況にいろいろな変化や違いがあるのではないかとこの点でございます。本調査は令和4年10月1日を調査期日としておまして、その時点での1年間が、どういった新型コロナウイルス感染症の状況になるかは分からないのですが、もしも新型コロナウイルス感染症の影響の状況にあることがふだんの状況となっているのであれば、それも踏まえて実績を記入いただくということになります。したがって、例えば、極端な例でございますが、調査期日の前の1年間におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が6か月あって、そのときは週4日、テレワークを実施し、その他の6か月は全く新型コロナウイルス感染症の影響がなくて、テレワークを実施しなかった場合は、平均して週2日実施に相当する「40%」と御回答いただくことを想定しているものでございます。

御指摘の二番目の、前職ではなくて現職について記入するという点については、分かりやすく御理解いただけますように、記入要領に注意書きなどを記載していきたいと思っております。

おります。以上がテレワーク関連の回答でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の統計局からの御説明に対し、御質問や御意見のある方、御発言をお願いいたします。佐藤委員、何かございますでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。全てきちんと回答していただいていますので、非常によく分かりました。了解しました。

○津谷部会長 ありがとうございます。藤原審議協力者、いかがでございますか。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○藤原審議協力者 ありがとうございます。今のところの説明なのですが、調査の手引などに転職した人については見込みを書いてくださいというような説明がなされるということでもよろしいでしょうか。調査票自体にはそういったことの説明はしないということでもよろしいでしょうか。確認となります。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。御確認ということですが、統計局いかがでございますでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御質問ありがとうございます。テレワークの方は、調査票のスペース上、制約がありますので、記入要領の方にその旨を記載していきたいと思っております。

一方で、この直前の設問でございますが、A5の就業日数でございます。こちらは明朝体の注意書きで、1年間の見込み日数を記入してくださいという点も記載しておりますので、このような調査票のスペースに合わせて記入できる部分、あるいはそれが厳しい場合は、記入要領で説明してまいりたいと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。テレワークについては、調査票のスペースも十分がないので、もうこれ以上説明を加えることは難しいのではないかと思います。記入要領にきちんと、そしてアンダーラインなどを引いて、なるべく分かりやすい形で説明していただければと思います。1年間ということになると、転職された方も相当数いらっしゃるのではないかと思いますので、できる限り見やすく、誤解がないように、御説明の程よろしくをお願いいたします。

藤原審議協力者、よろしいでしょうか。

○藤原審議協力者 はい、ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。加藤臨時委員も、前回の部会でテレワークについて御質問、御意見があったかと思いますが、いかがでございますか。

○加藤臨時委員 どうもありがとうございます。了解いたしました。基本的に限られた中ではあると思いますが、このテレワークを聞くということは非常に大事なことだと思いますので、御説明については了解いたしました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、このテレワーク関連の再整理事項につきましては、統計局からの御回答に特段の御異論はなかったと思いますので、御了承いただいたものとして整理させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、再整理事項の3点目に移りたいと思います。育児・介護関連でございます。

統計局から御回答をお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 12ページ、育児・介護関連につきまして、説明いたします。

御指摘いただきました、「子の育児をしていない」には、「育児すべき子はあるが、自分は育児していない」という状況と、そもそも「育児する子がいない」という二つの状況が含まれます。介護につきましても同様でございます、「要介護者はあるが、自分は介護していない」という状況と、「要介護者がいない」という二つが含まれますということで、そもそも「育児する子がいない」、あるいはそもそも「要介護者がいない」という選択肢を追加してはどうかという御質問でございました。

こちらにつきまして、回答でございますが、まず、育児の関連でございます。これまで育児の関連につきましては、育児休業等制度の種類については、夫、妻それぞれでクロス集計していたところでございますが、そもそも夫と妻の育児の有無についてクロスした集計は、これまで作成しておりませんでした。そこで、今回は、夫の育児の有無と妻の育児の有無をクロスした集計表を新たに作成することとしております。夫の育児の有無と妻の育児の有無をクロスした集計表を作成しますので、これを御覧いただきますと、「育児をすべき子はあるが、自分は育児していない」という状況が把握できるようになることを予定しているところでございます。

一方で、介護につきましては、これは育児と少し状況が異なると認識しております。といたしますのも、就業構造基本調査では自宅外にいる家族も介護の対象に含めております。例えば、別途住んでいらっしゃる親御さんというような自宅外にいる家族も介護の対象として含めております。また、状況につきましても、福祉施設等に入所していらっしゃる場合があるなど、介護の環境は家庭によって様々な状況があると考えておまして、そのため、要介護者がいるかどうかという状況について、そこを深掘りしていくよりは、私どもの就業構造基本調査といたしましては、介護していらっしゃる方の就業・不就業の実態について明らかにするというを基本として調査事項を設定することが適切だと考えております。

ただ、世帯における介護の状況につきましては、下線を引いてございますように、全ての世帯を集計対象といたしまして、世帯の介護の有無、頻度、介護等制度利用の有無などをクロスした集計を作成する予定でございますので、これによって、世帯のうちに介護をしていらっしゃる方が何世帯あるのかということについては把握可能となっております。このようなことから、御提案の追加を行うことは、消極的に考えているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見のある方、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。宇南山臨時委員が前回の部会で御指摘になった事柄かと思いますが、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。ここで例示していただいたクロス集計で把握

できるということであれば、確かに大丈夫そうだなと思いましたが、よろしいかと思えます。

ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。内山審査官からも一言ございます。お願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 これは統計局への確認ということで、分かりやすくというお願いです。育児の部分に関して、クロス集計をすることから、対応できるという御回答だったのですが、クロス集計をされるに当たっては、この調査票の裏側の一番右下、世帯人員のところ、何歳の方が何人いますかという、そういう情報も取られると聞いておりますので、これも使いながら集計されるという理解をすればよろしいでしょうか。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 夫や妻の育児の有無に関する集計表につきましては、集計対象を6歳未満の子供のいる世帯としておりますので、大丈夫でございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは特段の御異論はなかったと思えますので、この育児・介護関連の再整理事項につきましても、御了承を頂いたものとして整理させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、三つの再整理事項について全て審議を終えましたので、続いて、本日の第2部として、残された変更事項の審議を始めたいと思えます。

まず、集計事項の変更について審議をいたします。これについては、調査事項の変更に伴う変更がございますが、そのほか集計全般の構成の見直しが予定されております。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 前回の部会の資料2になります。審査メモの7ページを御覧ください。

まず、調査事項の変更に伴う集計事項の変更については、先ほどの調査事項の変更と同様に、おおむね適当としております。このほか、関係機関の利用やe-Statにおけるアクセス件数などのニーズの状況を踏まえた集計事項の変更につきましては、多数の集計表が作成されている中、集計に係る事務負担も考慮しつつ、必要な集計表を精査するものであり、おおむね適当と考えております。

また、7ページの下の方で整理してありますとおり、今回、「都道府県編」及び「主要地域編」を統合し、「地域編」とすることが予定されております。これについては、同様の内容の集計表であっても、閲覧したい地域区分によって別々に集計されているところ、地域別の表章結果を同一の集計表中で集計することにより、一元的に閲覧することを可能にし、利用者の利便性の向上に資するものですので、おおむね適当と考えますが、具体的なイメージはどのようなものを想定しているのか、また、表章地域のうち「全国市部」「都道府県市部」及び「都道府県内経済圏」を廃止する理由を論点として立てています。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、論点に対する回答について、統計局から御説明をお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 それでは、集計事項の変更につきまして、説明申し上げます。

資料3「審査メモで示された論点に対する回答」の14ページから説明いたします。まず、地域別の表章結果を同一の集計表中で集計するとは、具体的にどのようなイメージなのかという御指摘でございます。

こちらの回答につきましては、今までは「都道府県編」というものと「主要地域編」というものがございました。「都道府県編」というものはどういったものを集計しているかと申し上げますと、都道府県のほかに、例えば、政令指定都市、都道府県の市部などを集計していたものでございます。また、ナンバー1、2、3とありますが、例えば、分類事項のナンバー1であれば、AとCとDをクロスさせているとか、ナンバー2であれば、AとBとDをクロスさせていると。クロスをより細かくできているような表を作成しております。

それとは別に、「主要地域編」ということで、例えば、県庁所在都市、人口30万人以上の市、都道府県内経済圏などに関して集計した冊子を作成しておりました。こちらは、先ほどのものと比べまして、例えば、ナンバー1であれば分類事項Cが抜けているということで、クロス集計がそこまで細かくできないようなものを作成していたところでございます。

こういたしますと、「都道府県編」と「主要地域編」で別々の冊子が分かれていて見にくかったというところがございますので、今回はそれを統合いたしまして地域編ということで、全国、都道府県、政令市、県庁所在地、30万人以上の市について表章することを計画しています。しかも、クロス集計をかけるものについても、従来の「都道府県編」でクロス集計をかけていたような、より細かいクロス集計をそのままこちらの方に持ってくるということで、例えば、ナンバー1のものであればAとCとDについてクロス集計をかけるというように、従来どおりのクロス集計のまま使い勝手がいいようにしようということをお今回の変更として考えております。

続きまして、(b)でございます。今申し上げましたように、「全国市部」「都道府県市部」及び「都道府県内経済圏」を廃止するというところでございますが、地方公共団体からの意見の聴取状況を含めて御説明してくださいという御指摘でございます。

回答につきましては、①のところでございます。「都道府県内経済圏」につきましては、もともと平成24年調査のときに、都道府県内のより詳細な結果を得るということで、都道府県内において就業構造基本調査の結果の利用が促進されることを目的として、「経済圏」という概念を用いて集計を始めたところでございますが、実は、各自治体の方の利用状況を把握したところ、当初想定していたような利活用が確認できなかったことから、今般、廃止することとしたものでございます。

「全国市部」及び「都道府県市部」についても同様でございます。市町村合併などの推進に伴い、そもそもの市部地域が拡大しているということがありまして、この表章が必ずしも都市の特質を明瞭に表すものではないという状況になっており、表章の必要性も低

下しておりまして、地方公共団体に意見を求めたところ、特段の意見がなかったことから、廃止することとしたところでございます。

集計事項の変更につきましては、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問や御意見のある方、御発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。佐藤委員、何か御意見ございませんでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。事務負担の軽減ということも重要な課題の一つだと思うのですが、この変更によって負担がどのくらい軽減されるのかということについて、もし何%ぐらい、何割ぐらいということが言えるようでしたら、より説得的に伺えるかと思えます。その辺りはいかがでしょうか。

○津谷部会長 いきなり定量的に負担軽減の度合いを示すのは難しいかもしれませんが、こういう部分で事務負担が軽減されるのではないかというような具体的な説明があれば、大変説得力を持つのではないかという御意見でございます。統計局、いかがでございましょうか。

○佐藤委員 無理にでなくていいのですけれど。

○津谷部会長 まず、内山審査官から一言でございます。そして、次に統計局からお答えをお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 お答えとしては、例えば、全体として今まで何表あったのだけれど、差引きすると何表減りますなど、そういうことでもイメージできると思うので、そういったお答えでもお願いできればと思います。

○津谷部会長 統計局、いかがでございましょうか。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 統計局からお答えいたします。

平成29年調査で作成していた統計表数でございますが、全体で623表でございます。今回、令和4年調査で作成する統計表数については、全体で513表ということになりまして、110表減らす計算になっております。

ただし、これは、今申し上げました「主要地域編」と「都道府県編」の統合を含めたものとなっております。そこの統合分については、情報量は平成29年調査と変わりませんので、そこについての統計の利用者に対する有用性は減らないと考えています。統合を除いた部分の増減についても申し上げますと、実質的には20表の増加というような計算となります。

そのため、今回、調査事項を増やしますので、その分、少し集計表を増やすということも予定しておりますのが、全体で見ますと、集計の作業量としてはそれほど変わらないと考えているところでございます。

○佐藤委員 分かりました。ただ、そうすると、提供される情報がより豊かになるということですね。これまでとほとんど変わらない作業量で、新しい項目も含めて、より多くの情報が提供されると考えることができるかと思えます。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。統計局、どうぞ。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 申し訳ございません、統合の部分を除いた削除に関しては、今回、e-Statのダウンロード数が少ない統計表については純粋な削減を行っておりますので、そういった意味で、全く情報が変わらないということではなく、少し減る部分もあるということでございます。すみません、補足でございます。

○佐藤委員 それは分かっています。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。あまり細かく表を分けない方が、利用者から見ても利便性は高いと思います。一つの表で全部見られるということは、見やすいというだけでなく、情報量も一つにまとめられます。そうすれば、情報のより有用な利用の仕方が分かってくるのではないかと思います。これは、その促進のための第一歩かと思います。先ほど御説明がありましたが、調査事項が増えておりますので、それに関連して、作成する表の数も20表ほど増えるということでしたが、その一方で、あまり使われていないもの、若しくは今回統合したため必要がなくなったものについては、集計しないということです。これについては、地方公共団体にも確認されたということですので、ほとんど使われていない表については、今回は削除するというところでよろしいかと思います。全体として表の数は減っているけれども、作業量としてはそれほど大きな変化はないというお答えであったかと思います。よろしいでしょうか。

ただ、佐藤委員も御指摘になっているように、提供される情報量は増えており、より有用な情報が、穴がなく見やすい形で提供されるようになると思いますので、期待したいと思います。ありがとうございます。

川口臨時委員、御発言ありますでしょうか。

○川口臨時委員 これはあくまでも一研究者としての意見なのですが、経済圏別の集計は、研究では結構使える部分があるのかなと思うところがありまして、どのようなメリットがあるかという、全ての市町村が確かこれはカバーされているのですよね。それで、他の集計、例えば、都道府県別の集計だと、これは全都道府県を足せば日本全国がカバーできるという形になっていて良いのですけれど、例えば市部というところで見ると、足しても市ではないところが残ってしまうという問題があって、そういう意味では、コンプリートではないというか、完全にカバーしていないというような部分があって、その意味では、都道府県内経済圏別というのは利用価値があったのだとも思うのです。

もちろん市町村合併等によって、市町村というものが経済単位としてより意味を増したというのはそうだと思うのですが、それでもなおも市町村をまたいで経済活動が行われているようなケースもあると思います。そういう意味では、この経済圏というのは非常に興味深い試みだったと思うのです。また、就業構造基本調査だけではなくて、総務省で定義されていると思いますが、他の統計でも経済圏のような概念は使われていると思います。全体の方針として、経済圏というものはさほど使われないのでやめていく方向性になっていると考えればいいのか、それとも、必ずしも全体としてどうするかということは決まっていないのか、記録のためも含めて、御意見を伺えればと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。川口臨時委員が質問されているのは、従来の「主

要地域編」の中の「都道府県内経済圏」についてでございますね。

○川口臨時委員 おっしゃるとおりです。

○津谷部会長 分かりました。統計局、いかがでございましょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御指摘ありがとうございます。今回、都道府県内経済圏をなくすというのは、これはあくまでも就業構造基本調査においてということでございます。

もちろん、分野においては経済圏が重要になってくるような、例えば、家計消費とか、どこで物を買うのかというようなところは、ひょっとしたら重要な観点なのかと思っております。ですので、川口臨時委員の御質問につきましては、全ての統計調査で経済圏というものをなくすというわけではなくて、今回の就業構造基本調査の検討においては経済圏の表章は削除しようかと判断したところでございます。

○津谷部会長 川口臨時委員、いかがでございましょうか。

○川口臨時委員 よく分かりました。やや心配なのは、例えば、消費などを説明しようとするときに、どうしても人口構成や就業の状態などが説明変数として重要だというような局面は出てくるのかと思うのです。そうすると、消費に関しては経済圏別の集計があるのだけれども、そのバックグラウンドになる人口構成などについては経済圏別の集計がないというようなことが起こってしまうように思うので、やはり横串を刺して、総務省の統計体系として、この経済圏というものをどのように取り扱っていくのかということと分けて、ここでだけ議論するのは難しく、慎重に判断した方がいいのかなという気もするのです。強い意見というよりも、やはり紙で出しているので、こういう問題も出てくるのかなとも思うので、例えば、e-Statでだけは経済圏別の集計を行うなど、そのような対応はできないものなのでしょうか。

○津谷部会長 ありがとうございます。これは宿題ではありませんが、確認していただき、次回の部会で説明をしていただくということで、川口臨時委員、いかがでございましょうか。都道府県内経済圏についての集計をe-Statにだけでも残せないのかという御質問です。これをどうするのかについて、統計局に持ち帰っていただき、御相談していただいて、次回の部会で御報告をいただくということでよろしいでしょうか。

○川口臨時委員 はい。

○津谷部会長 ただ、これが条件となって、この諮問審議の方向性を了承しないということではないと理解してよろしいでしょうか。

○川口臨時委員 はい、そういう趣旨ではありません。

○津谷部会長 とはいえ、これは重要な事項だと思いますので、統計局で改めて御確認いただいて、次回、お返事を頂くということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○川口臨時委員 それで結構です。ありがとうございます。

○津谷部会長 統計局、よろしいでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 はい。

○津谷部会長 川口臨時委員、ありがとうございます。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 承知いたしました。あ

りがとうございます。

○津谷部会長 再度整理しますと、この都道府県内経済圏については、今回は集計しないという方針です。しかし、これについても一度御検討いただき、紙媒体の報告書ではなく、e-Statでだけでも集計結果を公表できないものか、再考していただきたいという御意見です。これについて御検討いただいて、次回の部会で、統計局のお考えを御説明いただくということにさせていただきます。

留意すべき御意見を頂きましたが、基本的に変更の方向性については御了解いただいたものと理解いたしました。頂いた御意見の取扱いについては、次回の部会で、再度検討させていただきますと思います。それでは、変更の方向性については、これで了承とさせていただきますてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に報告者数の変更についての審議に移りたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの8ページとなります。

報告者数の変更といたしまして、世帯数について、約52万世帯を約54万世帯に変更することが予定されています。これは、1世帯当たりの15歳以上の平均世帯員数の減少傾向を踏まえ、調査対象として15歳以上の世帯員約108万人を維持するため、世帯数を増やすものであり、おおむね適当と考えますが、今回の世帯数の算出方法等について、論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、論点に対する回答について、統計局から御説明をお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 説明申し上げます。

ただ今、御説明がございましたように、今回の報告者数の変更に当たりまして、どのような試算によって世帯数を導いたのかということです。また、この措置を行わないと、想定される世帯人員はどの程度の大きさになるのかという御指摘を頂いたところでございます。

回答といたしましては、どのような試算によって世帯数を導いたかと申しますと、平成22年国勢調査と平成27年国勢調査の結果を比べまして、この5年間で1世帯当たりの世帯人員が約3.3%減少しているということでございます。したがって、3.3%減少しておりますので、前回調査と同程度の標本の大きさを確保するためには、この減少分を世帯数で補おうという考え方になります。この必要性のため、約52万世帯に1.033を乗じまして、約54万世帯と算出しているところでございます。

仮にこの措置を講じない場合、サンプルサイズの差異といたしましては、現約108万人が3.3%減ということで、約104万人になることが想定されますので、前回調査と同様の精度を維持することが困難になると見込んでいます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。サンプルの抽出単位は世帯であるが、最終的には世帯人員が分析対象となるということで、平均世帯人員が減少傾向にあることから、世

帯数についてこのような変更が必要となるという御説明であったと思います。

それでは、ただ今の御説明に対して御質問、御意見のある方、御発言をお願いいたします。

これは実際に世帯数と報告者数が増えるという変更ですので、実査の現場の負担が増える変更でもあります。実査を担う地方公共団体の東京都及び大阪府の代表の方が御出席になっております。東京都の代表の方、何か御意見ございませんでしょうか。いかがでございますか。

○中島東京都総務局統計部社会統計課長 東京都の中島でございます。今、統計局から御回答あったような形でやむを得ないと思っております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、大阪府はいかがでございますか。

○田上大阪府総務部統計課長 大阪府の田上でございます。お世話になります。報告者数の変更につきましては、前回であれば大阪府で約1万7,000世帯、約3万7,000人が調査対象となっております、そのことを考えますと、それほど大きな影響はないのかと思っております。

ただ、今この場面で申し上げるのが良いのかどうかよく分からないのですが、この調査に限ったことではございませんけど、特に標本調査につきましては、まず、この調査は何だ、それでその次に、何で我が家なのだ、私なのだという調査の趣旨の説明等がどうしても実査の現場では付いて回りますので、そういった調査世帯あるいは国民の皆様に対するそれぞれの基幹統計の重要性、そして、その統計調査の結果、統計がどのように活用されているのかということ、いかに日ごろから分かりやすく説明し、お伝えしていくことが、国もそうでしょうし、地方でも課題なのかと考えているところでございます。

どうも失礼いたしました。

○津谷部会長 ありがとうございます。実査の現場から大変有用な御指摘、御意見を頂き、有り難く思います。調査環境については、政府の統計調査のみならず、一般の社会調査などにおいても、時間の経過とともに大変難しいものになってきております。ですので、この調査の重要性、この調査のデータがいろいろな政策立案に使われていることや、国民の皆様の生活に直結するような影響があるものであるということ、分かりやすく、繰り返しPRを行っていただきたいと思っております。総務省を中心とした政府もそうですが、地方公共団体とも連携してPRを行っていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

実査を担当される地方公共団体では、調査する世帯数が増えるとももちろん負担の増加になるわけですが、これはやむを得ない対応ということで、そして現段階ではそれほど急激に大きな負担の増加があるわけではないということで、御了解を頂けたと考えております。

部会構成員の皆様、これでよろしいでしょうか。それでは、この件について、統計局からの御回答に特段の御異論はなかったと思っておりますので、御了承いただいたものとして整理させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、変更事項の最後となります、3番目の調査方法の変更についてです。前回答

申において、オンライン調査の更なる利用の促進について指摘されているところですので、これも併せて確認させていただきたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの9ページとなります。調査方法の変更として、従前の調査員回収・オンライン回収に加えて、郵送による回答も導入することが予定されています。これについては、報告者の利便性の向上や調査員事務の負担軽減に資することから、おおむね適切と考えておりますが、これまでの検討状況ですとか、実査を担当する地方公共団体の事務負担の増減状況、また、調査票の提出状況を調査員へ円滑に伝達する方策について、論点として立てております。

また、前回答申への対応状況といたしまして、まず一つ目として、前回調査におけるオンライン調査の実施状況やその検証結果、次に、オンライン調査の更なる利用の促進のため、今回調査において講ずる方法について、論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、論点に対する回答について、統計局から御説明をお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 それでは、調査方法の変更に関しまして、説明申し上げます。

まず初めに、前回の資料3の16ページの論点a、郵送による提出方法の導入につきまして説明いたします。

(a)といたしまして、「郵送を可能にすることの検討経緯を、改めて説明してください」というものです。こちらにつきましては、資料16ページの①、②とございますように、①といたしまして、郵送の提出につきましては、昼間不在世帯の増加、あるいはオートロックマンションの増加などによって、調査環境の変化が起こっていること、また、前回調査時に、地方公共団体の皆様から、郵送提出の導入を求める御意見があったということでございます。また、②といたしまして、月次調査などの調査期間が短い統計調査ではなかなか難しいところもございますが、本調査は周期調査ということでございまして、郵送提出された調査票の受領、あるいは必要な督促・検査等を行うための期間が確保できるということ、この2点を踏まえまして、報告者の方の選択肢の多様化・利便性の向上と、郵送提出世帯に対しての回収のための訪問が不要となることによる調査員事務の負担軽減ということを目的として、導入するというところでございます。

続きまして、(b)の御質問でございまして。郵送の提出先がどこの機関になるかという御質問、また、調査員を介さずに郵送やオンラインで提出された調査票の提出状況について、調査員へ円滑に伝達するためにどのような措置を講ずる予定かという御質問でございまして。

まず1点目、提出先でございまして、こちらにつきましては、市町村を想定しているところでございます。調査票の一次審査を行うのは市町村でございまして、郵送の提出先は市町村ということでございます。

また、次の段落でございまして、郵送やオンラインで提出された調査世帯には調査員が回収に行く必要がないということで、こうした提出の状況を、地方公共団体あるいは調査

員の間で迅速に共有・伝達ができるようなシステム、私どもは「提出状況管理システム」と呼んでおりますが、このようなものを構築することとしております。すなわち、オンラインの回答があれば、このシステムの中で即時に把握できるというものです。また、郵送が市町村に届けば、市町村の担当者がこのシステムの中に登録いただくこととなります。その提出状況を、例えば調査員にメールでお知らせするということにより、調査員は提出されたところに回収に行く必要がないという、こうした提出状況の管理システムを構築することを予定しております。

続きまして、(c)でございます。「今般の措置に伴う地方公共団体における事務負担の増減について説明してください」というものでございます。回答といたしまして、今ほどの繰り返しになりますが、これによって従前、調査員が回収に出向いていた負担が一部軽減されるということでございますが、一方で市町村においては、審査の事務や、オンラインの場合は即座にシステム上に反映されますが、郵送の提出状況については提出状況管理システムに入力いただくという増加が見込まれるということでございます。こうしたことも踏まえまして、市町村において確実な審査を可能とするための審査に要する賃金の増額といった経費措置などを予定しているところでございます。

続きまして、次のページに移りまして、(d)の御質問でございます。調査票の配布につきましては、「調査員による配布が維持されますが、郵送の配布を行わない理由を説明ください」という御質問でございます。こちら、回答といたしましては、先ほどもお話の中で出てまいりましたが、調査世帯の方に調査の意義などをきちんと理解していただくということが非常に重要な調査でございます。調査を実施するに当たっては、調査員証を保有した調査員が世帯と面会して、調査の必要性を御説明いただくことを予定しています。これによって、確実に調査世帯・調査対象者への調査票の配布ができるということと、国が実施する統計調査であるという信頼性を確保することもできると考えております。こうしたことは、調査への回答を促進するためにも有用で、高い回収率を確保するためには必要なことであると考えております。

また、実務上のオペレーションに関連する話になりますが、就業構造基本調査は、1世帯ごとに1枚調査票を配るのではなくて、15歳以上の世帯員1人につき1枚の調査票をお配りするということでございます。したがって、その世帯に何枚の調査票が必要なのかということ把握するためにも、調査員が調査対象世帯とお話いただく必要があるということがございますので、調査員による配布を行う必要があると考えているものでございます。

最後の御質問でございます、論点bの「オンライン調査の更なる利用の促進」という部分でございます。御質問といたしまして、①で「前回調査におけるオンライン調査の実施状況やその検証結果」、②といたしまして、「今般、オンライン調査の更なる利用の促進のため、今回調査においてどのような方策を講ずるか」という御質問でございました。

まず初めに、①の前の状況でございます。前回、平成29年調査から、全国的にオンライン調査を導入したところでございます。オンライン調査の回答率につきましては、20.4%でございました。回答の日時やデバイス等の状況を見てみますと、まず、オンライン回答

がされた日時は、回答期限前の土日・祝日、あるいは回答期限の日に上昇したという傾向があったところがございます。デバイスにつきましては、PCが64%、スマホが36%という状況でございました。

こうしたことを踏まえまして、今回講ずる措置ということでございますが、前回の状況を見ますと、回答期限の直前のところで回答する方が、オンラインを選ばれる方が多いということでございますので、今回、オンライン回答の期限のタイミングを見計らいまして、オンラインの回答を促すようなリーフレット、オンライン調査をプッシュするようなものを、お配りするというのを予定しております。

また、前回のオンライン調査のデバイスにつきましては、電子調査票につきましてはPC用とスマホ用、2種類分けて作っておりました。ただし前回、双方の連携を取っていなかったということがございました。今回は、そういったことも踏まえまして、PCでもスマホでも両方に対応できるようなレスポンスデザインということで、入り口を一本にしたものでございます。また、例えば、途中までPCで調査票の記入を行って、保存して、最後スマホでまた接続し直して回答するなど、その逆のパターンもあるということで、両者シームレスに対応できるということで、入り口を一本にしてレスポンスで対応するというので、電子調査票の使いやすさということも向上させることを今回、予定しているところでございます。

以上が御質問に対する回答でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問や御意見のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

どうぞ、加藤臨時委員、お願いいたします。

○加藤臨時委員 調査方法の変更に対して、全く異議を申し立てるわけでもなく、これでいいかと思うのですが、一つだけお願いがございます。郵送による提出方法を採用した場合、やはり調査票の質の管理が大事になってくると思っております。オンライン調査や、あるいは直接の回収と違って、郵送ですと有効回答数が減る可能性がないかという危惧がございます。これはお願いということですが、調査が終わった後に、その点についても御確認を頂ければと思います。

私からは以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査票の提出において郵送も可能にする方式は、この就業構造基本調査だけではなく、他の政府の統計調査でもこの方式を導入せざるを得なかった状況があります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面による接触をできる限り減らす必要があったと思います。ただ、指摘されるとおり、調査票の配布については、郵送にしますと、回答率が大きく下がることが想定されます。このことは他の多くの調査でも示されております。提出だけを郵送で行うという今回のような場合でも、調査票が送り返されてみると記入不備が多く、データとして有効でないものが増える可能性があり、それが大きな懸念事項です。今回、郵送による提出を可能にしたことによって、提出方法別に有効回答率にどれくらい差があったのかについて事後検証をしていたことは大変重要だと思います。郵送提出の結果を他の提出方法の結果と比較していた

だきたいと思います。

その他、何かございますでしょうか。統計局、お願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御指摘ありがとうございます。今回の郵送提出の導入に当たっては、御指摘の点は、非常に大きなポイントだと認識しておりますので、事後的に郵送の提出の回答状況、有効回答と申しまししょうか、どれぐらいきちんと回答されていたのかというところは、検証できるように対応してまいりたいと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。加藤臨時委員、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 はい、ありがとうございます。

○津谷部会長 これは大切なことですので、私も注視していきたいと思っております。

○佐藤委員 今のことに関連して、よろしいでしょうか。

○津谷部会長 どうぞ。佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 調査票の一次審査を地方公共団体で行うわけですけれども、そのときに、例えば、これはもう無回答と同じ調査票だとみなすしかないとか、郵送で送られてきたものであまりにも無回答が多いとか、あるいは何か間違っていて誤解して回答してしまっているのではないとか、そういう回答に問題のある調査票があると思うのです。それについてどのように処理をするかということについても、事前に細かく打合せ等をおいていただく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

○津谷部会長 ありがとうございます。これは御質問ということではなく御意見であり、またアドバイスでもあると受け取りました。いかがでございますか、統計局。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 お答えいたします。郵送回答の記入不備は、やはりかなり多い場合が想定されますので、実は、調査票に記入者の電話番号を記入していただくこととしております。まずは、それを使いながら、可能な限り記入不備を埋めていくということで、世帯と可能な限り接点を持ちながら、記入不備をなるべく少なくするような努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。是非そのような方法でお進めください。

○津谷部会長 今後も郵送は提出方法の選択肢の一つとして残ることになると思っておりますので、事前にそれなりの場面や状況を想定して、打ち合わせしておいていただく必要があると思っております。お仕事が増えるかもしれませんが、重要な事だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

その他、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○川口臨時委員 すみません、確認の質問なのですけれども。

○津谷部会長 どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 ありがとうございます。回収の方法については、やはりフラグを立てておくということを想定されているということによろしいでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御質問ありがとうございます。はい、この方は郵送で回答されたとか、この方はオンラインで回答されたという

ようなフラグ、印を立てるというイメージでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。その他、御質問、御意見ございませんでしょうか。

これは実査にも関わってくることでありますので、ある意味、調査が難しくなることでもあります。提出方法に選択肢が一つ増え、特にそれが郵送ということになると、オンライン調査とは違って、提出された調査票の確認という作業が加わります。また、郵送で調査票を提出された世帯には原則として調査員は訪問しませんので、地方公共団体、調査員、統計局の間の連携が非常に重要になってくると思います。提出方法の選択肢が増えることにより、それなりの事務負担の増加があり、事務処理もより煩瑣になってくるのではないかと思います。これについて、東京都と大阪府から御意見、御質問、ございませんでしょうか。東京都、いかがでしょうか。

○中島東京都総務局統計部社会統計課長 東京都の中島です。先ほどお話もございましたけれども、今回の見直しで市町村の事務が増えるのは間違いないこととございまして、特に「提出状況管理システム」は、これから作られるということですが、この辺も含めて、しっかり市町村側を支えられるような形でお考えいただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。一元管理するための「提出状況管理システム」、これは仮の呼称ですが、システム上のバグも心配ですが、実査中にシステムがダウンするなどということはあってはならないと思います。特に利用が集中する場合にはケアが必要です。当然のことですが、できる限り使い勝手の良い、そして、いろいろな方面から情報共有が容易にできるようなシステムの構築を目指していただきたいと思います。これは大変重要だと思います。ありがとうございます。

それでは、大阪府、いかがでございますか。

○田上大阪府総務部統計課長 大阪府の田上でございます。この度、郵送による提出方法を追加いただくことにつきましては、現場の声もありますことから、大変感謝しております。やはりいちいちアプ取りをして回収に行くというのは、調査員にとってはかなりの負担になっているということでございますので、ありがとうございます。

ただし、その反面、先ほどからお話がありましたように、市町村での調査票の確認事務が逆に大きく増えることとなりますので、一部の市町村においては、それと比較衡量して、やはり調査員回収の方がいいかなということを考えている市町村もありますので、郵送なのか調査員回収なのかは、選択できるような形にさせていただいた方が良いのかなと思っております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。そうすると、市町村によっては、郵送という選択肢を与えないことも可能にしてほしいということでしょうか。

○田上大阪府総務部統計課長 市町村の判断により、どちらかを選択するというような、その裁量を設けていただけたらということとでございます。

○津谷部会長 オンライン回答は前回調査から既に導入されているわけですが、残りは調

査員により回収されていたわけです。今回は、それに加えて、郵送で調査票を提出することが可能になるわけですが、どの選択肢を可能にするかの権限を、実査を担当する市町村に、ある程度与えてほしいという御意見でしょうか。

○田上大阪府総務部統計課長 そうですね。もちろんオンライン調査は利用可能にしておいて、残りの郵送提出なのか調査員回収なのかという部分について、選択肢を与えていただきたいということでございます。

○津谷部会長 内山審査官から、一言ございます。お願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。内山でございます。今、お話をお聞きしてイメージしましたのは、市町村によっても、調査対象世帯の状況がかなり違うのではないかと思います。調査自体は5年周期とはいえ、報告者と市町村の方々が、日ごろからいろいろなお付き合いがあったりする、それを考えたときに、郵送で回収するよりも調査員が回ってしまった方が早い、あるいはその方が確実に円滑だということもあるかもしれません。そういったことで、今おっしゃっていたのは、調査世帯側が完全に自由ということではなくて、市町村が調査世帯と接するときに、郵送提出もありますが、よろしければ調査員が回収しに参りますが、というような説明ぶり、どちらかという調査員回収に誘導するというような選択肢もあっていいのではないかと思います。要するに調査員、市町村それぞれの状況に応じて、現場では柔軟な対応ができるようにしてほしいという、そういう趣旨と承りましたけれども、そのような理解でよろしいでしょうか、大阪府。

○田上大阪府総務部統計課長 はい、結構でございます。ありがとうございます。

○津谷部会長 統計局、いかがでございますか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 今、内山審査官から発言がありましたように、基本的に、今般は回答者にとっての利便性の向上を図る観点から、郵送の提出も可能にするということでございますが、一方で、現場の中で調査員がやりやすいように、世帯等も含めてやりやすいように、調査員による回収を促していただくというやり方は当然あり得ることだと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。大阪府、よろしいでしょうか。当然、その方向で検討していくということでございます。

○田上大阪府総務部統計課長 結構でございます。

○津谷部会長 実査を担う市区町村と調査員のお役に立つように、調査手段の利便性を上げていく。そしてさらに、回答者にとっても答えやすい方法を提供することで、この調査をできる限り円滑に実施し、かつ充実したものにしていく。そのために、統計局と地方自治体との連携を深め、事前の準備や検討も十分に行って、調査をより効率よく実施していただきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほか何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

川口臨時委員、どうぞ、お願いいたします。

○川口臨時委員 今の点に関して、大変そのとおりだと思う一方で、市町村によってその調査の方法が違ってくるということを正面から認めるということだと思うのです。けれど

も、そうすると、その調査の方法が違うことによって結果の出方が違うというようなことも起こってくるのかなというのが、懸念点としては潜在的にはあって、その回収状況を把握するシステムを作られるという話が先ほどありましたが、その中に各市町村でどういう対応を取ったのかということが記録されていると、今、私が申し上げたような懸念というのは後で検証できるのかなと思ったのです。そういったことを御検討いただくことはできないでしょうか。

○津谷部会長 先ほどのお話で、フラグを立てることが必要であるとの御指摘がありました。どのような提出方法が取られたのか。オンライン回答、調査員による回収、そして郵送提出と三つの方法があるわけですが、当然、どの方法で提出されたかは把握できますので、その情報から変数を作り、これを使って集計できると思います。それに加えて、川口臨時委員がおっしゃるのは、そこに先ほど提案されたようなニュアンスを加味して、調査員による回収で何らかの説明をしたのか、どのようなことを説明したのかについて、この一元管理のための「提出状況管理システム」を使って、実査を担当した市町村に一言書いてもらってはどうかということでしょうか。

○川口臨時委員 回収のパターンを見て、郵送回収が一通もなければ、その市町村は調査員による回収をしたのだなど事後的に分かるとも考えられるとは思いますが、直接どういう対応をしたのかということが分かるようなフラグが立っていると、より直接的に分析できるかと思ったのです。これは後から申し上げても、システムを作ってしまったらもう変えることはできないと思うので、あり得るかなと思ったという程度の意見なのですけれども。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査票の提出方法については、それを示す変数を構築していただき、自己分析していただくということについては了承しましたが、これについては、いかがでございましょうか。やってみてはどうかという一つのサジェスションであると思いますが。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御指摘ありがとうございます。確かに御指摘のとおりですので、そういうようなデータがあると、分析上は有用かと思う一方で、どうしても実務上、仮にそういったことをやろうと思えば、都道府県あるいは市町村が、各調査員の状況などの把握も行いながらというところがありますので、実務上、そこまで網羅的にやるのはなかなか難しいのかなと、これは地方公共団体の事務負担という観点から見ると、なかなか厳しいのではないかなというところが率直な感想としてあるところでございます。

そういった意味で、川口臨時委員が代替的な方法としておっしゃったやり方など、そういった中で何か分析上、アプローチすることができるのではないかと、今、考えているところでございますので、せっかく御指摘いただいたのですが、なかなか実務上は難しいのではないかなというところが率直な感想でございます。

○津谷部会長 ここに東京都と大阪府が出席されておりますので、現場の声を聞きたいと思います。今回郵送による提出方法が導入されたことによって、実査現場では事務負担が増えております。もちろん、提出方法についてさらに詳しい情報があれば有用かもし

れませんが、費用対効果を考えたときに、実査の現場ではどのような認識をもっておられるのかをお聞きしたいと思います。このような情報は実査の現場が報告しなければならないということになります。それも調査員が回答者から聞き取って報告しなくてはならないということになるのではないかと思います。

ただ、私が想像でお話ししてはいけないと思いますので、東京都、いかがでございますか。御意見ございませんでしょうか。

○中島東京都総務局統計部社会統計課長 東京都の中島でございます。なかなか今、川口臨時委員の御指摘の内容は難しい対応になるかなと思います。というのは、やはり調査員別にそういう対応があるというのはもちろんあると思うのですがけれども、それを個々に把握するのは現実的にはなかなか難しいというのが率直な意見でございます。

私からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。大阪府はいかがでございますか。

○田上大阪府総務部統計課長 大阪府の田上でございます。私も現場を子細に承知しているわけではございませんけど、今、東京都がおっしゃったような事態になるのかなと考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。川口臨時委員、いかがでございますでしょうか。提出方法を示すフラグは必ず立ってますので、提出方法別の分析・検討はもちろんしていただくということです。先ほど御指摘のあった有効回答の割合も大変重要ですので、それについての確認も統計局に行っていただくということですが、実査を担う市町村、そして調査員の御負担は今回の変更で増えますので、これについては見送らせていただくということで、いかがでございますでしょうか。

○川口臨時委員 結構です。谷道室長から、事後的に市町村別に集計をして、その情報を使いながら分析することができるのではないかとこの点を酌んでいただいたので、それで結構だと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。先ほどの御説明にもありましたように、調査対象になっている世帯数と世帯人員数は、市町村間で大きな差があると思いますので、川口臨時委員の御指摘のように、例えば、誰も郵送で回答した者がいない、若しくは非常に数が少ないといった調査区も出てくると思います。調査データを集計する時点で、これについても考慮して集計をしていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、多くの有用な御意見、そしてアドバイス、御指摘を頂きましたが、変更の方向性については特段の御異論はなかったものと理解しております。ですので、御了承いただいたものとして整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まだ若干時間がございますので、今回の審議事項について、全体を見て言い忘れたこと、言い足らなかったこと、付け加えたいことなど、御意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 テレワークのところで、これはどうしてほしいという話では全くないの

ですけど、若干気になった点で、皆様もお気付きのことで、あえて言っていらっしゃらないことなのだと思うのですが、ふだんと違うところで働いているということをテレワークと定義していたと思うのですけれども、何か細かい重箱の隅を突くような話をすると、自宅で週3回働いて、職場に週2回行く人の場合、ふだん働く場所というのが自宅になってくるといった問題が発生するような気がします。そこは常識的に判断してもらって、いわゆる「職場」というのは、ふだん働く場所だというように回答者には御理解していただいた上で、御回答いただくという流れに暗黙のうちになっているのだと思うのですけれども、少し何か気になったもので、問題提起として発言させていただきたいと思いました。

○津谷部会長 ありがとうございます。川口臨時委員の御指摘は、今回の資料2の10ページのテレワーク関連の(2)のところに当たるかと思います。確かに大学教員の場合、実際に研究室や教室に来るのは1週間のうち1日か2日ということがありますので、残りの3～4日間は自宅でテレワークということも珍しくないのではないかと思います。ただ、本務場所というのでしょうか、本来仕事を行う場所は、大学教員であればやはり大学とみなされているのではないかと思います。このような御指摘がありましたので、統計局、何か御回答がありましたら、お願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御指摘、大変ありがとうございます。川口臨時委員からの御指摘は、この就業構造基本調査のふだんの仕事、ふだんの場所ということを考える上での非常に重要な御指摘を頂いたと思います。ありがとうございます。

そういった意味で、このテレワークの部分も、ふだんどこで働いているのかということがベースになりますので、ふだんの場所を回答者がどう思っていらっしゃるのかということに依じての回答になるのかなと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。内山審査官からも御発言がございました。お願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。既に議論していただいたところではございますけれども、今、御意見がありましたので、私からも1点だけ確認という感じになります。

先ほどの再整理事項の回答でございますと、テレワークの(1)ということで、9ページのところでしょうか。定義の修正案を三つ並べていただいているところです。一つ目が一番基本になる定義で、今、御指摘があった、ふだん仕事を行う場所とは違う場所で行うということがベースになってくるかと思うのですが、二つ目のところで、雇われている人が在宅勤務によってふだんから自宅で仕事をするのもテレワークに入れるという説明をされています。ここが調査対象者によっては迷われるような気がするのです。

ですので、やはり今、川口臨時委員からも御指摘があった、ふだん仕事をする場所がどこかという点に関しては、調査を行うに当たって明確に定義付けをしていただいた方が混乱しないのではないかという感じがいたしましたので、コメントさせていただきました。

○津谷部会長 ありがとうございます。この回答の9ページですが、ここでは「ふだん仕事をしている人」が主語になっているわけですが、ここに仕事の場所が絡んでくるので

はないかということです。つまり、ふだん仕事をしている人がふだん仕事をする場所にいるということ、ある程度明確化しておかないと、混乱が生じる場合があるのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、最近テレワークが増えておりますので、これは大切な点だと思います。川口臨時委員、御指摘ありがとうございます。統計局、いかがでございますか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。こちらについては、改めて整理させていただければと思っております。非常に大切なポイントだと思いますので、改めて回答させていただければと思っております。

○津谷部会長 では、これは正式な宿題、つまり再整理事項ではありませんが、統計局に持ち帰って検討していただき、次回の部会で、その結果を御説明いただくということでしょうか。

どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 同じところなのですが、別のことで少し気になっていたところを、一緒なので発言させていただきますと、ここで列挙していただいた三つの定義があって、一番上は、ふだんと違う場所というのに対して、二番目と三番目については、自宅という限定が付く。自宅に準じたものを含めていますが、自宅というようになっていて、結局これを整理してみますと、とにかく何かの仕事をしている人がふだんと違う場所で行っていればテレワークだよと言っていて、二番目と三番目は、その中の例外として、雇われている人なら、ふだんから自宅で仕事をしていてもテレワークだよと言っていて、もう一つ、雇人のいない自営業主が自宅で仕事をしていたらテレワークだよと定義していると理解しますと、この雇われている人と、雇人のいない自営業主以外の人は、ずっと自宅で仕事をしていてもテレワークに入らないということになるのかなと思っております。例え、小規模の自営業主で、二、三人で行っていて、それぞれがみんな家で仕事をしていましてというときには、テレワークに入らないというのは、それが定義ですといえ、それでもそんなにおかしくはないような気がするのですけれども、なぜ雇われている人と、この雇人がいない自営業主だけは、自宅で仕事をしていればテレワークと言っているのか、それについても御説明を付け加えていただけるといいかなと思います。

以上です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございました。統計局、もしこの場で何か御発言ございましたら、お願いいたします。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 お答えいたします。テレワークにつきましては、厚生労働省で定められている各種ガイドライン、また、他の統計調査で捉えられているところがございますので、そういったものを参考に、定義付けさせていただいたところでございます。

その中で、まずはふだんと違う場所で行っているものはすべからくテレワークとしましょうというのが最初のポツでございます。

次に、二つ目の「ふだん仕事をしている人であって」というところが、いわゆる在宅ワークをテレワークとしましょうというところでございますけれども、こちらにつきまして

は、厚生労働省の「テレワークの適切な導入の実施の推進のためのガイドライン」において、ふだんから自宅で仕事している人であってもテレワークとすることとなっておりますので、その定義に沿って、例外的にふだんから自宅で働いていてもテレワークとしましょうということとしたところでございます。

また、三つ目の「雇人がいない自営業主が」のところでございますけれども、こちらにつきましても「自営型テレワークの適正な実施のためガイドライン」というものがございます。その定義に沿って、雇人のいない自営業主が自宅で仕事を行う場合については、これに限ってテレワークとしましょうということとしたところでございます。

なので、基本的には、ふだんと違う事業所・職場で働く場所をテレワークとしております。それ以外に、例外的に、今、宇南山臨時委員がおっしゃったとおり、2点目と3点目についてはテレワークとしましょうという整理になります。

また、宇南山臨時委員の御指摘にございました、例えば二、三人の小規模事業所で、それもICTを活用して仕事を行っている場合、テレワークにしないのか、という御指摘がございましたけれども、それを認めてしまうと、今回の定義の整理のところ、資料の中で10ページ目に記載していますが、仮にふだん仕事を行う場所でICTを活用した仕事を行っていることまでテレワークに含めると、ICTを活用した仕事について、全てテレワークに該当してしまうと、そういう懸念がございますので、そこと切り分ける意味で、例外的に2ポツ目と3ポツ目は、ふだん仕事を行っている場所についてはテレワークとしつつ、それ以外のものについてはテレワークとしませんというように整理させていただいたところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。ただ、御説明を聞いていて、抜け落ちるカテゴリーが出てくるのではないかと懸念がありますので、この場で決めるのではなく、持ち帰って検討していただき、次回の部会でその結果を説明していただきたいと思っております。この「テレワーク」の定義については、再整理事項、つまり宿題とさせていただいてよろしいでしょうか。これは今回の調査で新規に追加される項目ですので、調査後に漏れがあったということになってはいけませんので、確認と検討が必要だと思っております。検討の余地はたくさんあると思いますが、「テレワーク」とは何なのかということについて、今回の就業構造基本調査できちんと定義し、抜け落ちるカテゴリーがないか確認しておくことは大変大事だと思っておりますので、これについても一度、きちんと整理・検討していただくようお願いできますでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。今、非常に重要な御指摘を頂いたと認識しておりますので、整理させていただければと思います。

○津谷部会長 ふだん仕事をしている場所についても、それ以外の場所はどのような場所なのか、自宅がふだん仕事をする場所である場合はどうするのかということについても御検討ください。調査実施者としてのお立場はもちろんあると思いますが、回答者から見て、自分の仕事がテレワークに該当するのかもしれないかの判断に迷うことがあってはいけない

と思いますので、念には念を入れて、再度検討していただくことを再整理事項、つまり追加の宿題とさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。川口臨時委員、そして宇南山臨時委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もう一度検討していただくということにしたいと思います。

○宇南山臨時委員 御説明ありがとうございます。1点だけ、雇用者と「自営型テレワーク」を後から足したというのはよく分かるのですが、後から総合して見ると、何でそこだけと見えてしまう可能性があるのか、○×表みたいなものを付けていただくと、この条件とこの条件とこの条件が重なったらテレワークだよという、ベン図でもいいですし、そういったものがあると理解しやすいかなと思いました。

以上です。

○津谷部会長 一つのアドバイスということで、できる限り明確に定義していただくようお願いいたします。この部会の構成員の皆様はもちろんですが、最終的には回答者が迷わないようにすることが大事だと思いますので、慎重な検討をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、藤原審議協力者、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○藤原審議協力者 今、先ほどの定義の話については、結局のところ調査票自体では変えることは多分なくて、記入要領にどう記載するか、どう伝えるかというところが重要になってきて、恐らく難しい定義を書かれても、調査対象者は何のことやら分からないということになるかと思います。結局、記入要領にどういう例をきちんと記載していくかということが最終的には重要になると認識しております。

ただ、この場は多分、記入要領について議論する場ではないのかなとも思っていて、コメントを控えていた部分もあるのですけれども、もし可能であれば、このような記入要領で案内をするという案が、例えばA6のテレワークについても、あるいはA1の実店舗についても幾つか例を出しますという御説明もあったのですけれども、全部ではないにしろ、このようなものを考えていますというイメージが、情報としてあればいいのかなと思いました。

コメントです。以上となります。

○津谷部会長 ありがとうございます。大変有用なコメントを頂きました。この調査票を大きく変更するというのではなく、回答者の立場にたって、いかに的確に記入要領に記載するかということが重要であるということです。そして、それ以前に、調査実施者がテレワークをどのように把握するのかということ、明確化する必要があると思います。ですので、これは追加の再整理事項とさせていただきたいと思います。

さらに、国民経済計算とフリーランスの関係はどうなっているのか、都道府県内経済圏についての集計表をe-Statに残すことはできないのかについては、宿題ではありませんが、次回の部会で御回答を頂きたいと思います。

そのほか、ここでもう一度全ての事項をおさらいするということはいたしませんけれども、本日は大変有意義かつ実り多い審議・議論ができたと思います。御協力に感謝いたします。これで、本日予定していた審議事項は一通り終えることができたと考えております。

本当にありがとうございました。

部会審議の結果でございますが、第1回と本日の第2回について、明後日11月24日に開催が予定されております統計委員会で私から報告させていただきます。各事項の取りまとめにつきましては、ここでは最終的な答申案の形ではお示しできておりません。そして、今日頂いた様々な御意見、そして再整理事項とさせていただいた事柄に加えて、24日の統計委員会で、本部会の構成員でない委員の皆様から御意見が出ることも考えられます。それによっては、部会での審議が必要になることも考えられます。

ですので、予備日として確保していただいている12月6日に、Web形式で部会を開催させていただくという方向で御認識いただけると幸いです。もちろん、これについては、明後日の統計委員会終了後に最終的な判断を事務局と私とでさせていただきたいと思っております。それを受けて正式に御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局、内山でございます。本日も長時間にわたりまして、ありがとうございました。

部会長がおっしゃったとおりということで、12月6日、予備日に部会を開催するという前提で、何とぞよろしくお願いいたします。正式にはまた明後日の統計委員会が終わりましたら、御連絡を差し上げますけれども、宿題等もございますので、開催するという御認識でいただければ幸いです。

12月6日なのですが、午前10時からということになります。次回、開催する際のメニューとしては大きく二つになります。今日の審議で引き取りとなった再整理事項と報告事項についてお話いただくとともに、今日まだお示しできておりません答申案につきまして、全体版をお見せするというところを考えているところでございます。

私からは以上でございますので、12月6日の10時からということで、また御連絡差し上げますけれども、よろしく申し上げます。

○津谷部会長 ありがとうございました。それでは、本日の部会での確認事項、宿題、それに加えて、答申案の御確認をWeb形式でしていただくということで、今しばらくお手数をおかけいたしますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。長時間にわたり活発な御議論を頂き、ありがとうございました。